

事業名	地域経済循環創造事業交付金		
事業内容 (目的・概要)	都道府県及び市町村が、地域の金融機関等と連携しながら、民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とする。		
事業主体	民間事業者（交付金の交付対象は、都道府県・市町村）		
採択要件	<p>○地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組み民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、自治体が助成する経費に対し、総務省が交付金として交付する。</p> <p>○事業体へ補助する自治体は、当該事業体の経営能力及び事業計画の妥当性について地域金融機関等と連携の上、十分な調査をおこなうこととし、当該事業の立ち上げ及び継続についてフォローする。</p> <p>○交付対象事業は、地域住民の資金の活用（地域金融機関の融資）を伴うものとし、当該地域金融機関による事業採算性を経る。この場合、自治体は、当該融資に係る事業体の債務について損失補償等は一切行わないこととし、当該地域金融機関により事業体に信用力の審査を経る。</p> <p>○本事業に係る交付金の前提となる民間投資（地域金融機関の融資）については、当該事業体の借入可能額と比較して、合理的な金額を確保したうえで、本事業に係る交付金を申請する。（1件当たり2,500万円上限）</p> <p>○原則として、立ち上げ後の事業に係る人件費や原材料費等の経常支出については、地元の人材・資源を活用するものとし、本事業において発生する地域経済の循環の効果については、投資効果のほか、経済循環創造効果、地元雇用直接効果、地元産業直接効果、課税対象利益等創出効果、地元課題解決効果について検証・研究する。</p> <p>○営利事業者に対する支援及び営利事業者の出資を伴うものについては、利益償還条項が附されること。</p> <p>○地域金融機関の融資については、当該金融機関の了解を交付決定の前提条件とし、原則として、当該融資契約が締結されたことの確認後、本交付金を交付する。</p>		
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	1 事業あたり 2,500 万円上限 ・ 公費による交付費：地域金融機関の融資（融資比率）＝ 1：1 以上 ・ 融資比率が 1.5 倍以上 2 倍未満の事業については、3,500 万円上限 ・ 融資比率が 2 倍以上の事業については、5,000 万円上限		
制度創設年度	平成 25 年度		
関係省庁名	総務省自治行政局地域政策課		
最近の実績	神石高原町（平成 26 年度）、呉市・尾道市（平成 27 年度）		
担当課名	地域政策局市町行財政課		
連絡先	Tel	082-513-2614	e-mail chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp